

## EU、ベトナム及び中国製自転車に AD 税賦課決定（速報）

ベトナムを原産とする自転車の EU への輸入に係る AD 税調査の公告(2004/C103/03)、中国を原産とする自転車の EU への輸入に賦課されている AD 税の期限延長調査の公告(2004/C103/04)が、2004年4月29日付 EU 官報に公示され欧州委員会では調査を行っていたが、2005年7月14日発行の EU 官報によると、7月15日から5年間ベトナム、中国を原産とする自転車に対し AD 税賦課を決定した。

### 1. ベトナム

—AD 税賦課対象—

- ベトナムを原産とする幼児用完成車 CN コード 87120010
- ベトナムを原産とする完成車 CN コード 87120030
- ベトナムを原産とするその他完成車(運搬用3輪車含む、一輪車除く)  
CN コード 87120080

以上について、ベトナムから EU への輸出に 34.5%の AD 税を賦課する。但しオールウェイズ社(ブランド名: ストロングマン)の輸出に関しては 15.8%の AD 税を賦課する。

### 2. 中国

—AD 税賦課対象—

- 中国を原産とする幼児用自転車 CN コード 87120010
- 中国を原産とする自転車 CN コード 87120030
- 中国を原産とするその他自転車(運搬用3輪車含む、一輪車除く) CN コード 87120080

以上について、現行の 30.6%から 48.5%へ引き上げた AD 税を賦課する。

(参考文献) COUNCIL REGULATION(EG)No. 1095/2005 of 12 July 2005

Official Journal of the European Union, L183, 14.7.2005  
[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l\\_183/l\\_18320050714en00010036.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l_183/l_18320050714en00010036.pdf)

(2005年7月14日 デュッセルドルフ事務所)